芝山町学童クラブ入所に関する同意書

	確認事項	確認欄 ☑
①	学童クラブは、保護者が就労等により、児童の保育ができない時間に児童をお預かりするところです。入所許可期間内においても、保護者の在宅時や、仕事等が早く終わるなどして、保育できる人が家庭にいる時間は、学童クラブを利用することはできません。	確認しました □
②	学童クラブの入所手続に必要な書類（就労証明書等）は、全ての書類が揃っている状態でなければ受付することができません。指定の期日までにご提出がないと、入所できない場合があります。	確認しました □
③	学童クラブ使用料の減免の可否を決定するため、市町村民税課税状況、その他必要な事項について、町が公簿を確認したり、保護者に証明書等の提出を依頼することがあります。	確認しました □
④	申請後、パート・派遣等の雇用期間が更新された場合や勤務先・労働時間が変更になった場合は、変更後の「就労証明書」をすみやかに学童クラブまたは福祉保健課子育て支援係までご提出ください。また、就労から疾病や出産等、保護者の状況が変更した場合は「申立書」等の提出が必要になります。	確認しました □
⑤	延長利用申請をされている方であっても、午後 7 時までには必ずお迎えに来てください。午後 7 時以降のお迎えが続く場合は、学童クラブの管理運営に支障が生じるため、入所許可を取り消すことがあります。	確認しました □
⑥	児童のお迎えは原則として保護者が行ってください。保護者が就業などの理由で来られない場合は、事前に送迎の代理届をご提出ください。（緊急の場合は事前に学童クラブへ連絡のうえ、後日送迎の代理届を提出していただきます。）	確認しました □
⑦	学童クラブ使用料を滞納された場合、他の利用者との公平を期すため、入所許可を取り消すことがあります。	確認しました □
⑧	入所後続けて２ヶ月間の利用がないときは、入所許可を取消す場合があります。	確認しました □
⑨	学童クラブの運営上、支援員が度々注意しているにもかかわらず、騒いだり駆けまわったりしている場合や、他の児童に危険が生じると判断される場合は、入所許可を取り消すことがあります。	確認しました □
⑩	よりよい保育環境を提供するため、通所していた保育所等や所属している小学校と児童の情報を共有することがあります。	確認しました □
⑪	建物や備品等を損傷した場合は、実費弁償となります。	確認しました □

（宛先）芝山町長

※上記確認事項に同意します。

令和　　年　　月　　日　　児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞